「いじめ防止ＷＥＢ研修チェックシート」　チェック項目解説

　※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）＝法

　※いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省、平成29年3月改訂）＝基本方針

　※不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省、平成28年3月）

＝不登校重大事態調査指針

質問番号１「○」　（研修１（２））

　設問のとおり（基本方針）

質問番号２「×」　（研修１（２））

　「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」（基本方針）

質問番号３「○」　（研修１（５））

　平成30年の総務省勧告では、いじめ防止対策の推進に関する調査結果で、「軽微と捉えがちな行為が積み重なって、重大事態に発展することが多い。（「冷やかし・からかい等」から重大事態となったもの･･･78％）」とあります。

いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩であり、法が機能する大前提です。積極的に認知し、事態が悪化しないよう早期解決を図ることが重要です。

質問番号４「○」　（研修２（３））

法第22条により、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置かなければなりません。誰が自校のいじめ対策組織の構成メンバーなのか一度確認してください。

日頃から報告や相談等をしやすい風通しのいい環境を構築してください。

質問番号５「○」　（研修２（３））

法第13条により、各校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとされています。在籍校における同方針を理解すると共に、常に確認できるようにしておいてください。

質問番号６「×」、７「×」　（研修２（１））

いじめを行う児童生徒もいじめられる児童生徒も決まっていません。

国立教育政策研究所の調査では、９割に近い子どもが被害経験も加害経験も持っているとの結果が出ています。いじめは特定の「気になる子」だけではなく、誰にでも起こりうるものです。

質問番号８「○」　（研修２（３））

　いじめの発生が疑われる場合は、自分一人で判断するのではなく、速やかに学年主任や管理職に報告する必要があります。その後、学校いじめ対策組織にて早期対応を図ることとなります。

質問番号９「×」　（研修２（２））

法では、いじめであるか否かの判断や対応は、組織で行うこととされ、基本方針でも「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。」とされています。

法第23条第1項では、「学校の教職員、地方公共団体の職員・・・は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、同項について基本方針では、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。」ともあります。

認知した担任等が、複数の関係生徒から聞き取りを行い、いじめの確証を得てから報告しようとすると、報告するタイミングが遅くなるうえ、時間がたてばたつほど報告しづらくなってしまいます。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、まずは学年主任や管理職に報告し、情報を共有してください。

質問番号10「×」　（研修２（２））

　質問番号９解説参照

質問番号11「○」　（研修２（３））

　基本方針では、「各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。」とされています。学校いじめ対策委員会後、速やかに議事録を作成してください。

また、組織として情報を共有するには対応の記録と併せて保存も重要です。全国では、いじめ対応の記録の不備や書類の廃棄などが問題となった例もありますので、作成した関係書類は整理して保存してください。

質問番号12「×」　（研修３（１）、（２））

保護者や教師に心配や迷惑をかけたくないという心理から、教職員等から「大丈夫？」と聞かれると「大丈夫」と答えてしまう場合があります。

基本方針においても「いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。」とされています。

質問番号13「×」　（研修２（６））

　基本方針では、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。」とされています。

　　①　いじめに係る行為が止んでいること

　　　　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

　　②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

　　　　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

質問番号14「×」　（研修２（４））

　相当な期間の欠席は30日です。（基本方針）

不登校重大事態調査指針では、確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図ることなどが必要であるとされています。

また、同調査指針では、「調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめはあったものの相当の期間の欠席との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないことになるわけではない。」とあります。いじめの事実確認に時間をかけるあまり、不登校重大事態としての対応が遅れないよう、疑わしい段階で早期に報告することを心がけてください。

なお、同調査方針では、不登校重大事態の報告は７日以内に行うことが望ましいとされています。

質問番号15「○」　（研修３（３）、（４））

　基本方針では、「未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。」や「教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒にいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。」などとあります。